

小坂町部活動地域展開推進計画

Ver. 3

令和 8 年 4 月改定

小坂町教育委員会

目 次

1	はじめに	・・・ 2
2	推進計画の基本的な考え方	・・・ 3
	（１）策定の背景・趣旨	
	（２）位置付け	
	（３）実施期間・取組	
	（４）目指す姿	
3	部活動地域展開に向けた推進体制	・・・ 5
	（１）推進体制	
	（２）取組イメージ	
4	部活動地域展開に向けた課題と対応	・・・ 8
	（１）実施主体・運営主体	
	（２）対象者	
	（３）活動場所	
	（４）活動時間	
	（５）運営費	
	（６）指導者	
	（７）大会参加	
	（８）その他	
	※課題 問題点 等	
5	おわりに	・・・ 10

1 はじめに

スポーツ・文化芸術は、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、地域社会の活性化にも寄与するなど、その果たす役割は重要です。

小坂町では、第6次小坂町総合計画基本目標2に「豊かな心と未来を育む人づくりのまち」を掲げ、年齢や性別を問わず、スポーツを通じて心身ともに健康で充実した生活を送ることや、芸術・文化に触れる機会と、それに町民主体で自ら参加できる機会を創出することを目指しています。

学校の部活動においては、スポーツ・文化芸術の振興・発展を支えるとともに、子どもたちのスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、自主的・主体的な活動を通じた社会性の育成など、心身の健全育成のために大きな役割を担ってきました。

さらに教員にとっても、教室とは異なる環境での交流や触れ合いを通じた子どもとの信頼関係の構築など大切な学びの機会となり、教員自身の指導力の向上にも寄与してきました。

その一方で、部活動の運営は、これまで教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや指導経験のない教員にとって多大な負担となっているとの課題も挙げられています。さらに、昨今の急速な少子化に伴い、現在の形での部活動では、子どもたちのニーズに応えることができない状況も生じています。

このような状況の中、令和7年5月に国は「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において、令和8年度以降6年間の部活動改革の方向性等を示す「最終とりまとめ」を発表し、令和13年度までに原則すべての中学校の休日の部活動の地域展開・地域連携の実現を目指しています。

秋田県でも、国の動きに合わせて令和5年8月に「秋田県における部活動の地域展開推進計画（Ver.1）」を策定し、これまでの実践研究の成果と課題について示し、学校部活動の地域展開に向けた取組を進めてきました。

本町では、令和5年度に「小坂町部活動地域移行検討委員会」を組織、令和7年度から名称を「小坂町部活動地域展開推進委員会」に変更し、町のスポーツ・文化芸術関係者から御意見をいただきながら、部活動地域展開に向けた取組を進め、小坂町の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しみ、心豊かに生活できる環境づくりを目指し、段階的に地域連携・地域展開を推進していくこととしています。

少子化が進展する中、あらゆる関係者が当事者意識を持ちながら連携・協働することで、学校部活動の地域展開を地域づくり・地域振興へ発展させていくことが重要だと考えます。

2 推進計画の基本的な考え方

(1)策定の背景・趣旨

本町の中学生生徒数は、平成25年度の141人から令和5年度は88人と53名の減少となり、急激に少子化が進んでいます。さらに、令和10年度には67人となることが推測されており、今後も少子化の傾向は進んでいくと考えられます。

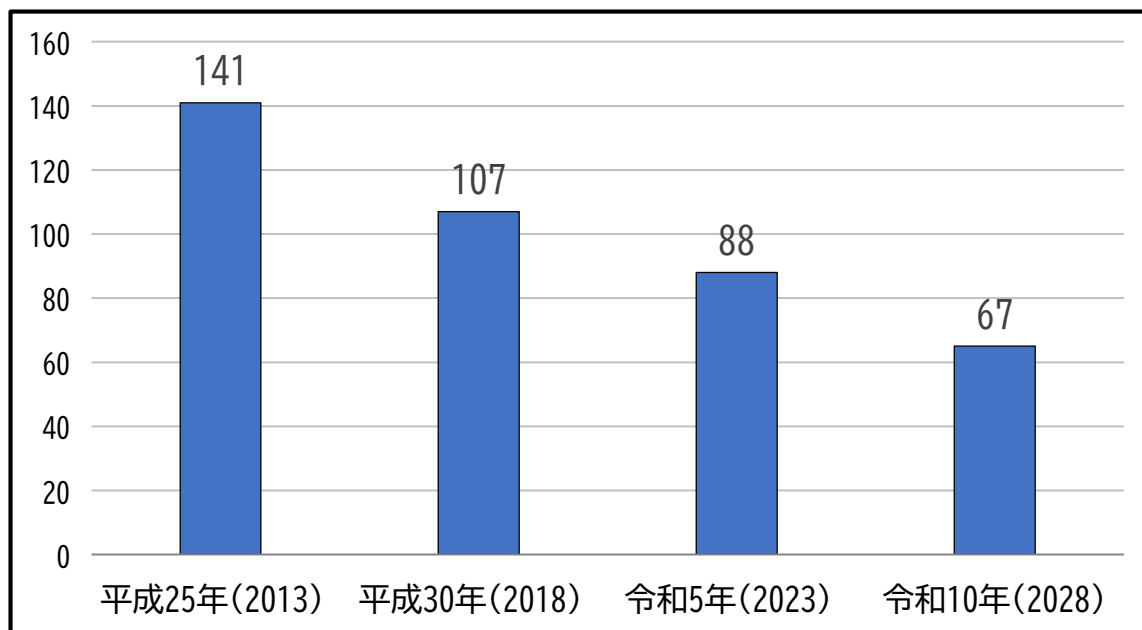


図 1 小坂中生徒数の推移(全生徒数)

少子化は部活動の加入数にも影響しており、令和6年度、令和7年度も野球部がチームを組めない状況でした。(今年度は、9名となり久しぶりに単独チームとして出場)

また、バスケットボール部においても人数が減少してきており、現在は、合同チームとして大会に出場しています。来年度以降も編成が難しくなる状況が考えられます。

参加生徒数 (1・2・3年)	野球		バスケット		卓球		陸上		吹奏楽	
78	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	8	1	7	4	4	1	14	16	3	18

表 1 小坂中部活動 参加人数(R8年度 4月現在)

	小6	小5	小4	小3	小2
野球スポ少	3人	4人	9人	4人	3人
スクールバンド部	3人	4人	4人	0人	0人
ミニバス(男子)	2人	2人	0人	2人	6人
ミニバス(女子)	1人	1人	0人	0人	0人

表 2 小坂小部活動等 参加人数(R8年度 4月現在)

子どもたちの取り巻く環境が大きく変化する中、教職員が取り組むべき課題も多様化・複雑化しており、教職員の厳しい勤務実態があります。町教育委員会の調査では、中学校において、令和4年度まで月当たりの平均時間外在校等時間が常に45時間を超えており、部活動への対応がその主な要因とされていました。(R5年度以降は複数担当制により大きく改善されました)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小坂小学校	43.2 時間	40.5時間	43.1時間	32.2時間
小坂中学校	56.6 時間	43.1時間	42.8時間	40.5時間

表 2 小坂町教職員の平均時間外在校時間の状況

以上のような背景から、小坂町の子どもたちが、気軽にスポーツや文化芸術活動に親しみ、心豊かに生活することを目指し、学校と地域が連携・協働の下、学校部活動の地域連携・地域展開に向けた総合的・計画的な取組等を進めるために本推進計画を策定するものです。

表3に示すように、今後令和13年度までの児童生徒数に大幅な変化はないものの、各部活動に加盟する生徒数は常に単独での活動を保障できるものではありません。

R13年度までの児童・生徒数の変化

年度	R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		R12年度		R13年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小1	12	5	13	10	10	8	12	9	8	6	5	9	5	4
小2	16	5	13	6	13	10	10	8	12	9	8	6	5	9
小3	14	9	14	5	13	6	13	10	10	8	12	9	8	6
小4	8	8	14	9	14	5	13	6	13	10	10	8	12	9
小5	9	11	8	10	14	9	14	5	13	6	13	10	10	8
小6	17	12	9	11	8	10	14	9	14	5	13	6	13	10
小学校計	76	50	71	51	72	48	76	47	70	44	61	48	53	46
中1	12	9	15	12	9	11	8	10	14	9	14	5	13	6
中2	10	18	12	10	15	12	9	11	8	10	14	9	14	5
中3	9	16	10	17	12	10	15	12	9	11	8	10	14	9
中学校計	31	43	37	39	36	33	32	33	31	30	36	24	41	20

表 3 小坂小中学校における各年度ごとの在校児童生徒数の変化(令和8年度4月1日現在)

(2)位置付け

本推進計画は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や文部科学省による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」、秋田県教育委員会による「秋田県における部活動の地域展開推進計画」を参考に、スポーツや文化芸術活動を通した生徒の健全育成という観点から、町立中学校を対象とする学校部活動の地域連携・地域展開を進めるための計画として位置付けるものです。

(3)実施期間・取組

国は令和５年度から令和７年度まで「改革推進期間」として位置付けていたものを、令和１３年度までに延長し、「改革実行期間」（前期：令和８～１０年度→中間評価→後期：令和１１～１３年度）として、「原則すべての中学校の休日の部活動の地域展開の実現を目指す」としました。県でも、同様に推進することを原則としています。

本町においては、これまでの計画を部分的に修正しながら、令和１０年度末には、すべての休日の学校部活動の地域連携・地域展開を目標とします。また、平日においては学校や地域の実情、生徒や保護者のニーズを考慮しながら、他地区との連携も図りながら、子どもたちが将来にわたって継続的にスポーツや文化活動に親しむ機会を確保できる体制づくりの構築を目指します。

(4)目指す姿

本町の部活動地域展開を進めるにあたり、これまで学校部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動の機会を確保しつつ、自主的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を整え、心豊かに生活できることを大切にします。

そのためにも、部活動の地域展開は、単に学校から部活動を切り離すということだけでなく、地域全体でスポーツ・文化芸術活動に親しめる社会の実現を目指した環境整備や機運の醸成を図ることが重要です。

☆目指す姿

子どもたちが、気軽にスポーツ・文化芸術活動に親しみ、心豊かに生活できるようにする。

3 部活動地域展開に向けた推進体制

(1)推進体制

子どもたちのスポーツ・文化芸術活動に親しむための環境整備に向けて、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の多くの関係者が連携し段階的・計画的に取り組む必要があります。

当町では、図2のように町、関係団体、学校による連携・協働により地域展開に向けて検討する場として、「小坂町部活動地域展開推進委員会」を設置し、地域展開に向けた諸課題の解決に向けて協議していきます。

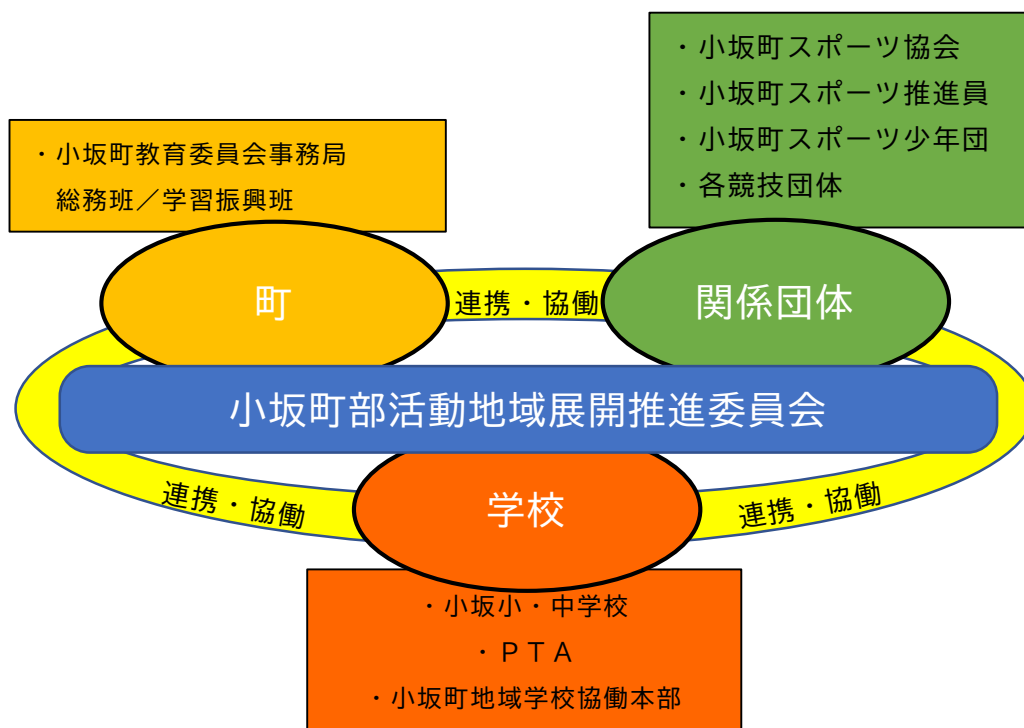


図 2 町・関係団体・学校による地域展開に向けた連携・協働体制

さらに、図3のように、推進委員会の協議を受けて、学校部活動の地域連携や地域展開を推進するために、その運営主体として「小坂町部活動地域展開本部」を新たに町教育委員会内に設置し、学校部活動の地域展開に関する事務局機能をもたせ、地域展開コーディネーターを配置します。

また、「小坂町部活動地域展開本部」では、地域展開コーディネーターが、まずは学校部活動の地域連携のための体制整備を進めます。学校や関係団体と連携を図りながら、学校部活動への部活動指導員配置を行います。

学校は、生徒、保護者、教職員に対して部活動指導員の活用について周知しながら、学校部活動を実施する際に、部活動指導員を入れた活動体制を整えます。

関係団体は、部活動指導員の職務内容等について、指導者となりえる地域人材に周知しながら、指導者の確保に努めます。

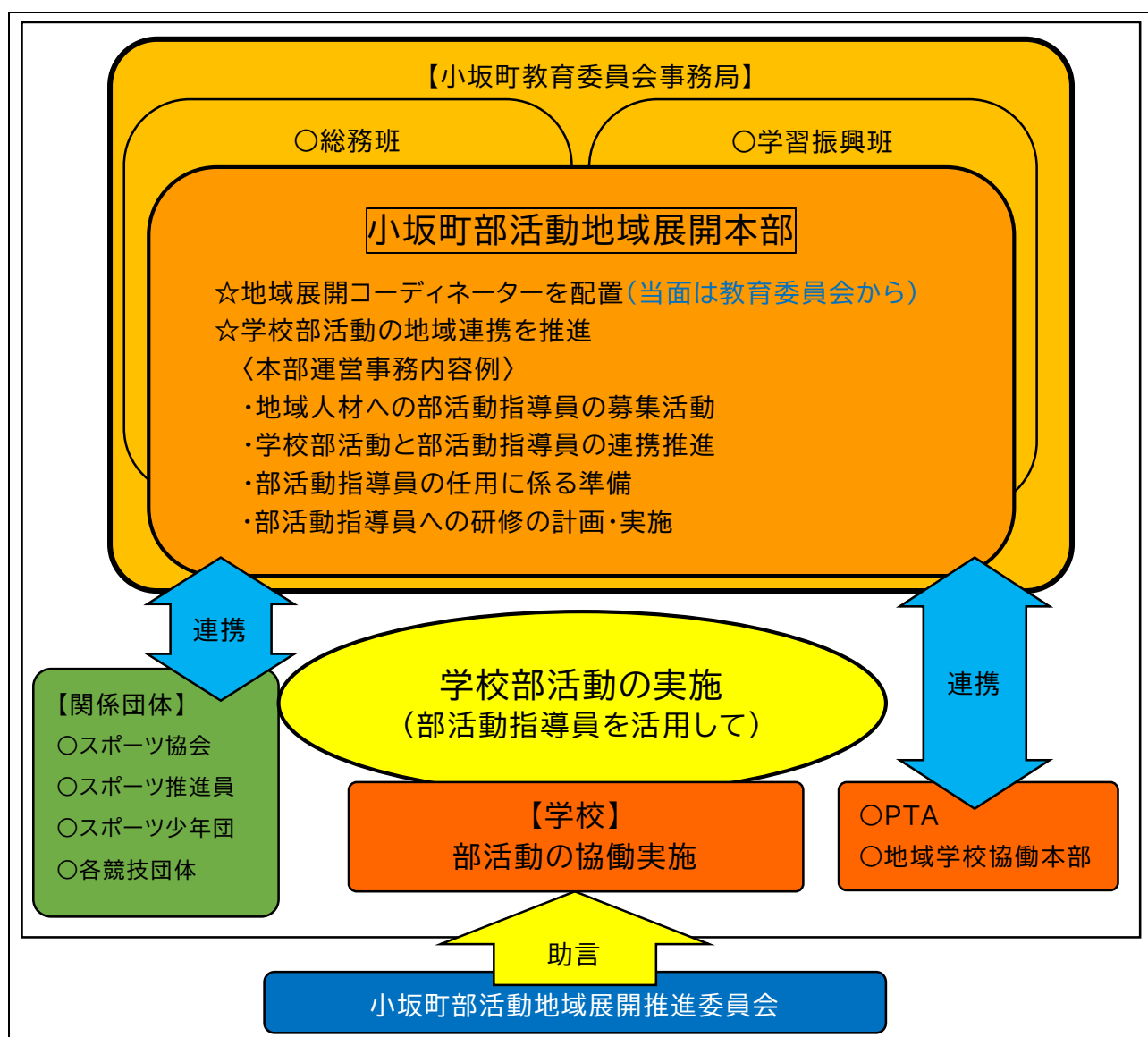


図 3 地域連携・地域展開に向けた推進体制

また、地域連携に向けた運営体制を整えると同時に、地域クラブ活動への地域展開に向けた取組を推進するために、「小坂町部活動地域展開本部」において、実施団体を新たに設置し、参加生徒や指導者の登録制度、保険の適用や活動場所の確保、活動計画の作成等、関係団体や学校と協力して諸条件を整えます。加えて、小坂町の現状から、町単独で進めることが難しい種目、生徒が新たに活動を希望する種目等については、合同チームを編成している他市、及び他団体との連携を図りながら地域展開を推進していくことを目指します。

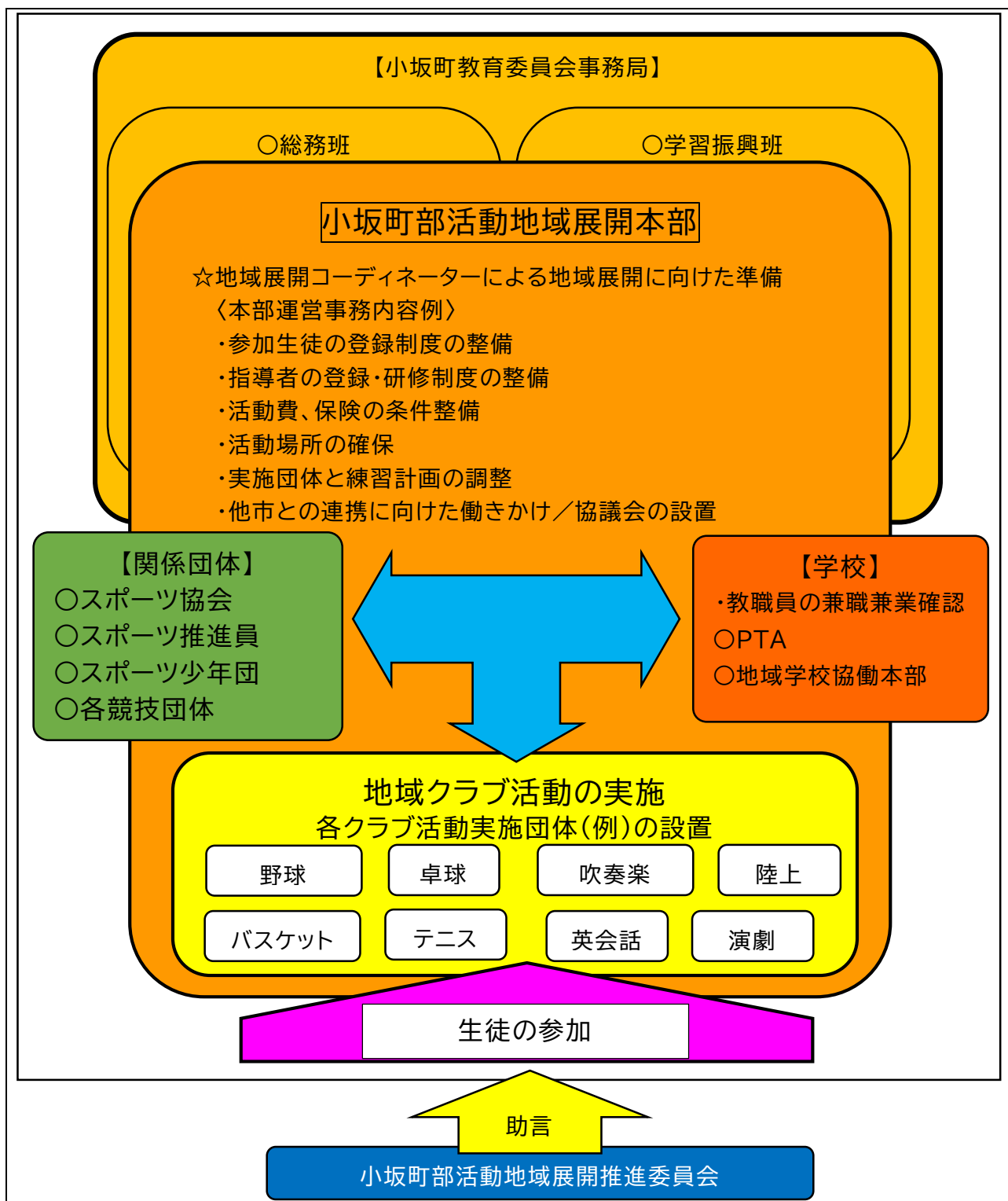


図 3 R9年度以降の地域展開に向けた推進体制(案)

(2)令和13年度までの計画と目標

- ① 目標 令和10年度までに原則すべての中学校の休日の部活動の地域展開・地域連携の実現を目指す。
- ② 平日の部活動においては、各部活動の人数やチーム編成の状況、指導員の配置状況等に応じて対応し、教員の負担減に最大限努める。
- ③ 小坂町の部活動地域展開は、原則、地域連携をベースとして進める。(子どもたちの平日の活動機会確保のため)

小坂町部活動地域展開推進計画（～R13）

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14以降	
国	改革推進期	改革実行期（前期）			改革実行期（後期）				
小坂町主従数	73	76	69	65	61	60	61		
教育委員会が中心となり連絡・調整	教育委員会	小坂町部活動地域展開推進委員会の開催（年3回開催） ※各年度ごとに各部活動の運営状況を確認しながら、よりよい地域展開について検討、課題解決を進める							
		推進計画の修正・周知				円滑な地域展開・地域連携の推進			
		国、県、他市町村の動向確認、情報収集 及び 他市町村との連携体制の構築							
		他地区で参加可能なクラブ活動等の情報提供（生徒・保護者）							
		指導者の育成 活動場所の確認 補助金の確認 移動方法の検討（他市町村と連携時）							
		総務班、学習振興班との連携体制の構築 役割分担の確認				各部活動の部員数、チーム編成状況、指導体制の確認と各家庭への周知			
	指導者の募集及び確保 報酬・謝礼の検討（「部活動指導員任用規程」の確認、検討）								
	小坂中学校	地域展開・地域連携に向けた校内組織整備（事項の現状把握と今後の見通し）				円滑な地域展開・地域連携の推進			
		地域展開・地域連携に向けた校内の課題や修正点の検討、解決策の提言							
		地域展開・地域連携に向けた情報の提供及び協力の呼びかけ							
		各部活動の部員数、チーム編成状況、指導体制の確認（前年度のうちに把握）と各家庭への周知							
		他地区で参加可能なクラブ活動等の情報提供（生徒・保護者）							
		各部活動の活動が円滑に行われるための支援（活動計画の周知、緊急時の連絡、活動上の諸問題への助言 等）							
		指導者の募集及び確保							
	クラブチーム協会	各部活動からの要望等に応じた支援や相談活動				円滑な地域展開・地域連携の推進			
		各協会における指導者の育成 及び 臨時的な指導者の派遣							
		各競技団体主催の講習会、練習会等の実施							
地域展開に向けた地域クラブ立ち上げの検討、各部への指導者の支援									
指導者の募集及び確保									

4 部活動地域展開に向けた課題と対応

(1)運営主体・実施主体

- ・運営主体は「小坂町部活動地域展開本部」とし、本部には地域展開コーディネーターを配置し、関係団体等との連絡調整を行います。
- ・地域展開コーディネーターは、当分の間は町職員が担当し、学校、関係団体、地域クラブ等との連絡調整に努めます。
- ・実施主体は、中学校にある部活動各部し、部活動指導員を配置して協働で部活動を実施します。

(2)対象者

- ・小坂中学校に在学する生徒を対象とします。

(3)活動場所

- ・学校施設、社会教育施設を確保します。活動の便宜上、調整を行い、利用が優先されるような仕組みを整えます。

(4)活動時間

「小坂町立学校における部活動の活動基準」（令和8年4月1日版）

- ①活動時間は、平日2時間以内、休日は3時間以内とする。夏季は18：00、冬季は17：45を完全下校とする。
- ②活動休止日は週2日以上で、土・日で1日以上、平日で1日以上とする。やむを得ず土・日の両日に活動した場合でも週2日以上 of 休止日は必ず確保する。第1・第3日曜日、及び第2・第4水曜日（小坂町ゆとりの日）は引き続き遵守する。
- ③夏季休業中に、1週間以上の連続した休止期間を設ける。（日本中学校体育連盟主催の全国大会に出場する場合は例外とする。）
- ④学校閉庁日（夏期：8月12日～8月16日の5日間、冬期：平日2日間）は、部活動を行わない。
- ⑤長期休業中の部活動に関しても、学期中に準じた扱いとする。

- ・「小坂町立小・中学校における部活動の活動基準」（令和8年4月1日版）に準ずる。

※「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）、

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁）

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）

「秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（令和6年3月秋田県教育委員会）に準ずる

(5)保護者負担

- ・活動経費、保険料、大会参加料、送迎の費用等の保護者負担が発生しますが、当面は学校部活動の部費として必要経費を徴収します。地域展開に向けて、部活動と地域クラブ活動の両立が考えられるため、活動費等の適切な設定について検討します。
- ・県大会以上の大会への派遣費等の町からの補助については、現在の規程を摘要します。活動場所における施設利用費や光熱費等諸経費に関しては、セパーム等、公的施設を活用の際は現在と同様、全額免除とします。
- ・指導者報酬の負担については、移行期間中は町が負担します。それ以降については、持続可能な運営の観点から、会費負担も含めて今後検討を進めていきます。

(6)指導者

- ・指導員は、運営主体である部活動地域展開本部（町教育委員会）への登録制とします。
- ・指導員の資格の保有は問いません。（※任用者には資格の取得を推奨し補助します）
- ・運営主体である部活動地域展開本部が指導員への研修や講習会を計画・実施します。
- ・指導員は町会計年度任用職員として任用し、報酬を支払います。単価・支給方法については別紙「部活動指導員任用管理規程」に準じます。
- ・教職員の兼職兼業（部活動指導員としての任用）を認めます。

(7)大会参加

- ・中学校体育連盟、吹奏楽連盟が主催する大会やコンクールへの参加が可能です。
 - ・今後さらに、地域クラブチームとしての参加が増加すると考えられることから、地域展開本部で中体連、吹連等と連携を図り、情報提供に努めていきます。
- ※クラブチームの登録・参加については、各競技で取扱いが異なる場合があります。注意が必要です。

(8)その他

- ・保険については、学校の共済は対象外となるため、スポーツ安全保険等への加入を義務付け、その費用は、参加者が負担するものとします。
- ・楽器の損壊等に対応できる一般的な保険はなく、原則各団体で負担するものとしませんが、高額なため、補助金等について今後検討をしていきます。

5 おわりに

学校部活動は、長年にわたり多くの生徒や保護者、教育関係者が深く関わってきたものであり、子どもたちの心身の健康と成長を支えるものであります。これまで、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、教育的意義が大きい活動となっています。しかし、多くの地域において、少子化の進行により持続可能な状況ではなくなってきています。

そのような中、本町においても、今まで学校部活動として行われてきたスポーツ・芸術活動の機会を確保しつつ、子どもたちを含めた地域住民全体がスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、学校部活動の地域連携及び地域展開に向けた環境整備を充実させていくことが急務であります。また、専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を見直す必要もあります。

そのためには、学校部活動を単に学校から切り離すという考えではなく、「誰もが身近でスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境づくり」を目指し、地域の環境整備に加え、機運の醸成を図ることが重要になります。

本計画をもとに、地域の実情に応じた適切な手法を選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者、関係者等の理解を得ながら、段階的な取組を進めていきます。子どもたちを含めた地域住民全体で、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ環境づくり、地域づくり・地域振興へと発展させていくことを目指します。

小坂町部活動地域移行推進計画Ver. 1（令和 6 年 1 0 月作成）

小坂町部活動地域展開推進計画VER. 2（令和 8 年 2 月改定）

小坂町部活動地域展開推進計画VER. 3（令和 8 年 4 月改定）